

(仮称)北広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する 条例の制定について

1 条例制定の趣旨

子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定です。新制度では、幼稚園・保育園が公的給付制度（施設型給付など）に移行することとなっています。

その中で、正当な理由なく給付に係る調査等を拒むなどの不誠実な対応を行う事業者、保護者などに対し、市町村が条例により過料を科することができることとされました。

2 北広島市の考え方

北広島市においても、不誠実な対応の抑止のため、過料を科することを予定し、「(仮称)北広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例」に過料を規定することとします。

【過料の内容】

| 過料の対象となる者 | 過料の対象となる行為 | 過料の金額 |
|----------------|--|--------|
| 保護者、世帯主、世帯員等 | 正当な理由なしに、教育・保育給付に必要な報告、文書等の物件の提出・提示、質問について、拒否や虚偽の報告・答弁をした。 | 10万円以下 |
| 教育・保育の事業者、従業員等 | 正当な理由なしに、教育・保育給付に必要な報告、文書等の物件の提出・提示、質問、検査（立入検査を含む）について、拒否や虚偽の報告、妨害などをした。 | |
| 支給認定保護者 | 支給認定証の提出、返還を求められて応じない。 | |

3 今後のスケジュール

| | |
|-----------------------|--|
| 平成26年10月 | パブリックコメント実施 |
| 平成26年11月～平成26年12月(予定) | パブリックコメント意見集約・反映・公表 市議会・各種審議会での審議 条例制定 |
| 平成27年4月1日(予定) | 条例施行 |

4 参考資料

- (1) (仮称)北広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(案)
- (2) 子ども・子育て支援法(抄)該当部分

5 担当

北広島市保健福祉部児童家庭課(内線801)

(仮称)北広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(案)

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第87条の規定に基づく過料に関し必要な事項を定めるものとする。

(過料)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。